

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行なわれているか。

健康相談体制として常駐する2人の看護師と非常勤の校医2人を整えている。平成19(2007)年度から女性医師1人を配置し、女子学生への対応に配慮した。また、周辺地区の21医院との連携により、緊急時の対応に備えている。

平成18(2006)年度からキャンパス内の喫煙所を9箇所限定すると共に、専従のマナー指導員3人を採用し、本格的な分煙化(副流煙対策)活動を開始した。平成19(2007)年度からは喫煙所での定期掲示、禁煙デー等のイベントを呼びかけるなど、禁煙・卒煙(健康増進)対策を実施中である。

平成17(2005)年度に制定された食育基本法を受けて、平成19(2007)年度から全学生対象に「食育実態調査」を毎年実施している。また、外部栄養士、食堂業者、売店業者を交えて「学生の食生活を考える会」を発足、平成20(2008)年度には興動館プロジェクト(食生活支援プロジェクト)学生を加えて、定期的に講習と意見交換を行ないながら食育キャンペーン(学生食堂にて数量限定で栄養バランス定食を提供)を実施した。平成21(2009)年度から、管理栄養士による指導・相談及び栄養情報の定期発信を開始した。また、食生活支援プロジェクト主催での朝食推進イベント等が実施され、平成22(2010)年6月には、それらの活動が評価され、内閣府主催の「平成22年度食育推進ボランティア表彰」を受賞している。

学生の心理発達の課題が多様化、深刻化している現在、学生相談室では計10人のスタッフで、在学生だけではなく卒業生、教職員、保護者からの個別相談にも応じている。

新入生オリエンテーションの際に、悪質商法、宗教的勧誘、詐欺などに対する注意喚起を行なうと共に、大学生活への適応促進などを目的とした、ユニークなおムニバス授業「キャンパスライフ実践論」(2単位)を開設している。

平成13(2001)年に「学生に対するセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、セクシュアル・ハラスメント委員会を組織した。同規程を『学生生活の手引』に掲載し、平成18(2006)・19(2007)年度の教職員対象の「人権問題等研修会」でセクシュアル・ハラスメントを取り上げ、平成20(2008)・平成21(2009)年度にはパワーハラスメントとアカデミック・ハラスメントを含めた研修会を実施した。

障害者支援としては、学内のバリアフリー化と全教室へのエレベーターでの移動、各棟車椅子でのトイレ利用を可能にした。更に、サポート本部を学生課に置き、教職員に加えて学生からもサポートメンバーを公募している。

外国人留学生に対しては、これまで国際交流室の職員4人と英語、中国語、日本語担当の教員3人が随時相談に応じてきたが、平成21(2009)年度から中国語、英語での対応が可能な専任のカウンセラー1名を増員し、母国語による相談体制を強化した。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

平成12(2000)年度からキャンパスライフ満足度調査を行なっている。平成16(2004)年度までの5回は総合的な内容で実施し、現在は窓口対応の多い学務センター(教務課、学生課)とキャリアセンターで実施している。結果は各部署で共有され学生対応の改善に役